

税



固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法第416条の規定により、令和4年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月1日(金)から5月31日

(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

縦覧できる方 市内に土地、家屋を

所有する方で固定資産税の納税者(土地、家屋の所有者であっても、固定資産税が課税されていない方は、縦覧ができません)

必要なもの 本人確認書類、委任状

(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

※本人確認書類とは、氏名・生年月日・住所が記載されたもので、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証などです。

縦覧場所 税務課(本庁舎)

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

福祉



手当支給日のご案内

4月は、特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のとおりですので、ご確認ください。

4月11日(月)

・特別児童扶養手当

4月25日(月)

・愛知県在宅重度障害者手当

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)については、令和2年4月1日から請求受付を行っています。まだ請求をされていないご遺族様につきましては、請求期限を過ぎますと第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族のお1人(細かい条件につきま

しては窓口にお問い合わせください)

支給内容 額面25万円(5年償還の

記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 社会福祉課(午前8時30

分から午後5時15分まで、土・日曜・祝日、年末年始を除く)

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

令和4年度家族介護用品購入助成券交付事業について

在宅で要介護4、または要介護5の認定を受けている方の同一世帯の家族(市民税非課税世帯)に対して、介護用品(紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、ウエットティッシュ、清拭剤、ドライシャンプー)の購入助成券を交付します。

申込 4月1日(金)~(土・日曜・祝日を除く)

詳しくは、高齢福祉課(甚目寺庁

舎)までお問い合わせください。

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

保険・年金



障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師、または歯科医師の診療を受けた日(初診日)に「国民年金」に加入していた場合に請求できます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も請求できます。

ただし、**障害基礎年金**の請求には、年金の納付状況等の条件が設けられている場合があります。また、障がいの程度によっては、請求しても受給できない場合があります。

請求の条件・方法等は請求される方によって異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

産前産後期間の国民年金保険料の免除制度のお知らせ

国民年金第1号被保険者の方は、届出を行うことで、産前産後期間の国民年金保険料が免除(この期間は納付したものとみなされます)となります。

免除期間は、出産予定日、または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)です。

なお、「出産」とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

●対象者
「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出時期
出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

●必要なもの
① 出産をされた(予定を含む)方の基礎年金番号の分かるもの

② 母子健康手帳
※ただし、被保険者と子が別世帯の場合等は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

詳細についてはお問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎4537200

☎4443168

FAX 4433555

保険医療課

国民年金保険料の学生納付特例申請手続きのお知らせ

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

納付特例承認期間は年金額には反映されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する場合は、資格期間の対象となります(10年以内に追納すると年金額に反映されます)。

令和3年度に申請された方で、今後も在学予定期間がある方には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入し、投函してください。

●対象者

前年の所得が128万円以下(扶養親族がない場合)である20歳以上の学生

ただし、令和2年度以前の申請分は、令和元年以前の所得が118万

円以下(扶養親族がない場合)である20歳以上の学生

●必要なもの

① 基礎年金番号の分かるもの
② 学生証(有効期限が令和5年3月末までであるもの)または在学証明書(発行日が令和4年4月1日以降のもの)

※学生証(表・裏)は「コピー可」
詳細についてはお問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎4537200

☎4443168

FAX 4433555

保険医療課

環境・衛生



4月29日(金・祝)は、あま市530(ゴミゼロ)運動の日です

「ごみは捨てることより捨てない精神を養う」「自分のゴミは自分で持ち帰る」ことを基本として、「ゴミのない清潔な街をめざし、ゴミゼロ運動を行いますので、市民の皆さんもご参加をお願いします。」

主催 あま市530(ゴミゼロ)運動推進連絡会

問合先 環境衛生課

☎4443132

☎44433555

交通安全

春の全国交通安全運動

4月6日(水)～4月15日(金)

「県内一斉大監視」4月12日(火)午前7時から9時の間

スローガン

ストップ・ザ 交通事故

「高めようモラル 守ろうルール」
サブスローガン

実践しよう 交通安全スリ―S運動
運動重点

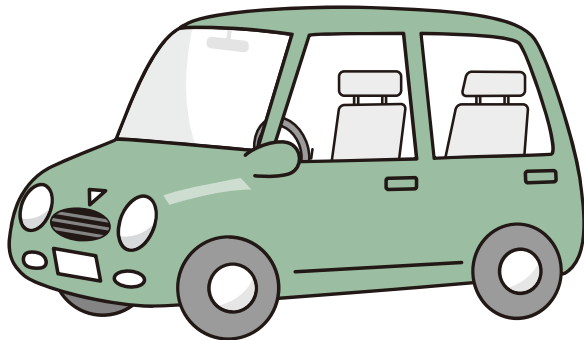
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 歩行者・自転車の交通事故防止
- 運転モラルの遵守
- 悪質・危険な運転の根絶

● すべての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底

広報重点

- スマホ画面 見るの一時 事故一生
- その一歩 踏み出す前に 確認を

- 危ないよ スマホ 傘さし 二人乗り



令和4年中
交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	13人
津島警察署管内	0人
あま市	0人

令和4年1月末現在

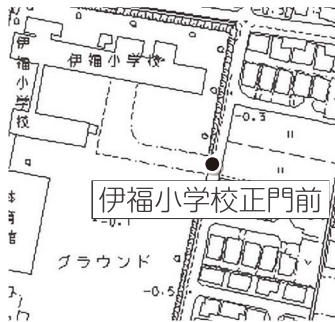
問合せ 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

問合せ先 安全安心課
☎444・0862
FAX 441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.69

問合せ先 安全安心課
☎444・0862
FAX 441・8330

(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しています)



名称 伊福小学校正門の前
場所 七宝町伊福河原

駐禁用のラバーポールの間をスケボーでジグザグ走行して遊んだり、おどけて歩く子もいる。路側帯をはみ出した途端、自動車や自転車を通りかかれば、接触の恐れがある。この道は、混雑する伊福交差点をう回する抜け道。登校時間帯は通行規制されているものの、その他の時間には相当な交通量があり、自転車も多い。道路で遊ぶことはやめましょう！(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)

防犯

春の安全なまちづくり県民運動
4月1日(金)～4月10日(日)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

運動の重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 子どもと女性の犯罪被害防止

問合せ先 安全安心課

☎444・0862
FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和4年1月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	6件	+2件
乗物盗(自動車盗など)	8件	+5件
非侵入盗(車上ねらいなど)	10件	+2件
計	24件	+9件

問合せ先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

防災

防災カレッジ(防災リーダー養成講座)一般受講者募集

市では、市民の生命・財産を守るため、地域防災力の強化を目指して、各種防災対策に取り組んでいます。

災害発生直後は、住民同士が力を合わせて行動する「みんな支え合い、助け合う(共助)」の活動が最も有効と言われていることから、自主防災活動の指導や、住民へのアドバイスなど、地域の防災活動に取り組んでいた人材を養成するため、防災カレッジ(防災リーダー養成講座)を開催します。

日時 5月22日(日)、6月12日・26日(日)
(全3日間)

いずれも午前9時～11時30分

場所 本庁舎2階大ホール

※6月26日(日)のみ美和小学校体育館

対象 18歳以上で、受講後、防災活動に取り組んでいただける方

定員 10人(先着順)

内容 (予定)

講座 市の防災行政の取り組み・地域の備えを避難所運営の視点から考えるワークショップ・感染症を出不さない安全&安心な避難所運営講

座：災害図上訓練(HUG)・避難所開設訓練

費用 無料

申込 4月22日(金)までに安全安心課(本庁舎)へお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染状況により変更・中止となる場合があります。

申込・問合せ 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

消防

住宅防火訪問について

海部東部消防組合では、あま市、大治町の住宅火災による死者ゼロを目指すため、一人暮らしの65歳以上の世帯を対象に高齢者住宅防火訪問を実施します。住宅火災による死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者です。そのため、火災を早期に見つけ、避難するため住宅用火災警報器設置の普及推進、住まいの安全チェック表に基づく防火指導を行います。

訪問に際しては消防職員が消防手帳を提示し、身分を明らかにしてか

問合せ 海部東部消防組合消防本部

消防課

☎442・1605

FAX 442・1220

✉shoubou@amatobu-119.jp

その他



市税等の納税対応のスマートフォン決済アプリが追加

令和4年4月1日から、市税等の納税対応のスマートフォン決済アプリが2種類追加となります。

この機会にぜひ、市税等の納付には、スマートフォン決済アプリをご利用ください。

※詳しくは市公式ウェブサイトに「スマートフォン決済アプリで市税等が納付できます」のページをご覧ください。



<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/zeikin/1006887.html>

追加アプリ

FamiPay(ファミペイ)
auPAY(エーユーペイ)

対象税目

市県民税(普通徴収)

固定資産税

軽自動車税(種別割)

国民健康保険税

問合せ 収納課

☎444・0413

FAX 445・3856

料金等の支払いがコンビニエンスストア等で可能になります

令和4年4月1日から、料金等の納付書の書式を変更し、コンビニエンスストアやキャッシュレス決済での支払いに対応します。コンビニエンスストア等での支払いに対応した料金等は、後期高齢者医療保険料、介護保険料、児童クラブ負担金、保育料、保育園給食費、改良住宅家賃、下水道事業受益者負担金、公共施設利用料(社会体育施設及びスポーツ関係施設は除く)です。コンビニエンスストアでの支払いは、納付書にバー

ド印字されているものが対象となりますが、バーコード印字がされていても合計金額が30万円を超える納付書はコンビニエンスストアでは支払いをすることができません。その場合は、本市窓口、または金融機関で支払いをお願いします。

また、コンビニエンスストアでの支払い方法の他に、スマートフォンのキャッシュレス決済アプリのLINE pay、PayPay、FamiPay、auPAY、FamiPayを利用して納付書のバーコードを読み込み、キャッシュレスで支払いをすることも可能です。ぜひご利用ください。

問合せ 情報推進課

☎444・1373

FAX 444・0982

交通安全まんが みどりちゃん 沢村ツトム

